

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、平成 17 年には 70,667 人に達したが、これをピークに以降、減少傾向に転じ、令和 7 年 1 月 1 日現在 65,274 人、世帯数 30,966 世帯で、毎年、人口は減少し、平成 25 年以降は減少数が増加傾向にある。また、年代別構成比は、年少人口（0～14 歳）が 9.4%（6,130 人）、生産年齢人口（15～64 歳）が 57.5%（37,501 人）、高齢人口（65 歳以上）が 33.2%（21,643 人）となっており、すでに約 3 人に 1 人が高齢者であると言える。また、「令和 2 年度国勢調査」によると、市内での就業人口は、20,998 人で平成 27 年と比較すると 869 人減少している。ただ、その内訳は、生産年齢人口で 1,334 人減少し、高齢者人口が 465 人増加しており、生産年齢人口の労働力の減少を高齢者が賄っている構造となっている。この状況は本市に常住する人の労働力状態を見ても同様の傾向を示しており、人口減少・人口動態の変化がもたらす労働力構造の変化は、市内産業における人材不足、ひいては産業競争力の低下を招くことが懸念される。

「令和 5 年北本の統計(令和 3 年経済センサス活動調査)」に基づく市内 1,889 事業所の産業大分類別内訳は、製造業 148 事業所（約 7.8%）、建設業 202 事業所（約 10.7%）、宿泊・飲食サービス業 200 事業所（約 10.6%）、生活関連サービス・娯楽業が 205 事業所（約 10.9%）、卸売・小売業については 454 事業所（約 24.0%）があり、多様な業種が展開している。従業者数では 19,238 人のうち、宿泊業・飲食サービス業が 2,061 人（約 10.7%）、医療・福祉が 3,528 人（約 18.3%）、製造業が 3,191 人（約 16.6%）、卸売・小売業が 4,761 人（約 24.7%）と、大きな割合を占め、本市産業の中核を担っていることがわかる。

埼玉県の「令和 3 年度埼玉の市町村民経済計算」によると、本市の市内総生産（名目）の構成比は、第 1 次産業 0.2%、第 2 次産業 26.7%、第 3 次産業 72.0%となっており、金額は 157,937 百万円である。前年と比較すると、埼玉県全体では 4.3%の増加、本市では 17.3%の増加となっている。

本市産業の大部分は中小企業が支えており、今後とも中小企業が地域経済の中心的な役割を果たしていくには、生産性の向上なくしては考えられない。

本市として、市内事業所の生産性を向上させ、市内産業の競争力の強化を図る必要がある。

(2) 目標

市内中小企業者が、高齢化及び人手不足の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、労働生産性向上を図ることで、市内

産業の活性化を目指す。については、計画期間中に年間 2 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において定める先端設備等の種類については、中小企業者による幅広い取組を促すため、経済産業省関係中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項で規定する先端設備等の全てとする。

ただし、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー発電設備に関しては、その性質から、市内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、市内の産業集積等の経済波及効果も希薄であるため、自ら消費する設備及び自ら消費した余剰分の電力を売電するための設備を対象とし、市内中小企業者の事業所等の敷地内に設置するものに限る。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本計画において定める対象区域は、中小企業者による幅広い取組を促すため、北本市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市における雇用の創出、産業集積等を図り、生産性向上を支援するため、本市に事業所を有する市内中小企業者の全業種・全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 2 年間(令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3 年間、4 年間、又は 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。

- ・市税を滞納している者は対象としない。
- ・先端設備等導入計画の認定を受けた者は、当該計画の進捗状況について、市が調査を実施する場合、可能な限り協力すること。